

第30号議案

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の

一部を改正する条例

1. 改正理由

令和6年12月16日付、都市計画決定・告示された「広町地区地区計画」に定める建築制限の実現性を確実に担保するため建築確認申請時の審査対象となるよう、「品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例」に位置付けるものとし、併せて規定整備を行う。

2. 改正内容（資料1）

地区計画の変更に伴い、B-1地区に条例の改正により下記の制限を追加する。

- ①建築物の敷地面積の最低限度 5,000 m²
- ②壁面の位置の制限 計画図に示す位置（6号壁面）
- ③建築物の高さの制限 74.1m（T.P.からの高さとする。）

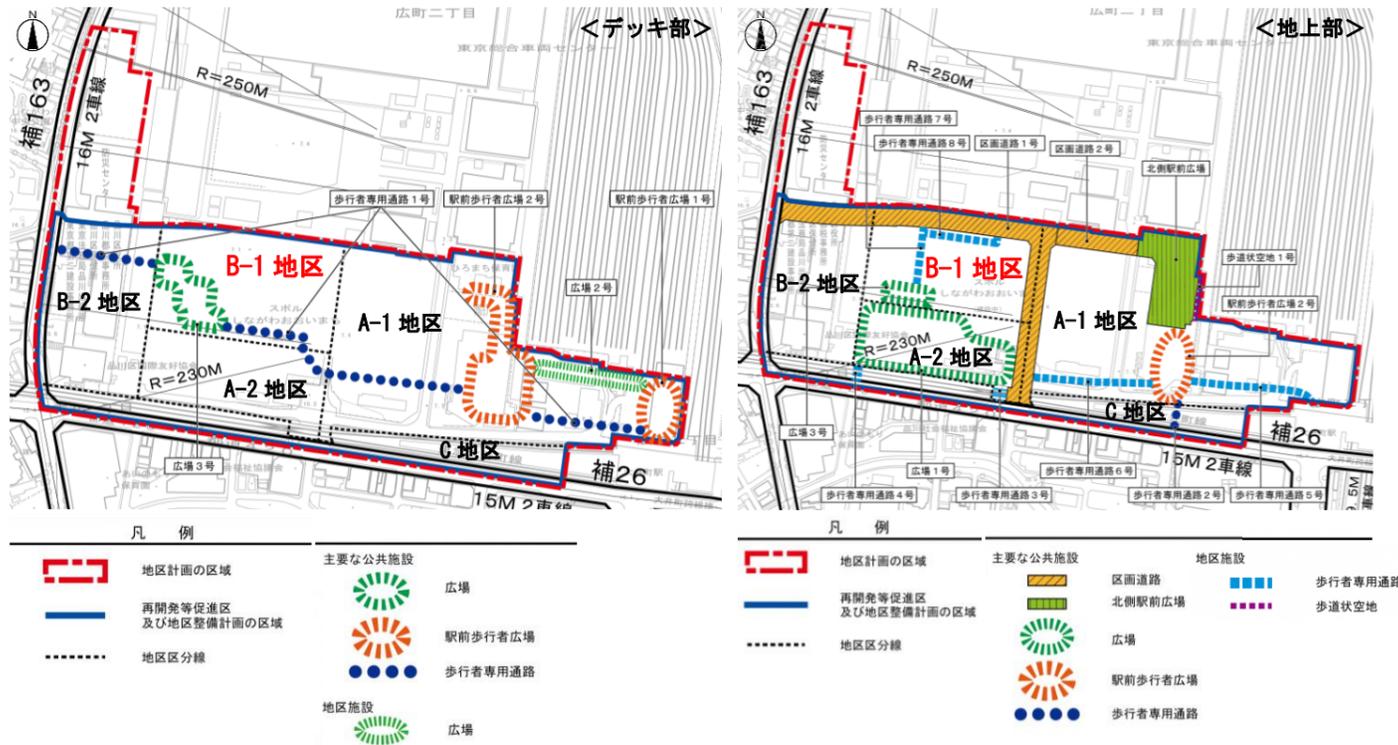
3. 新旧対照表（資料2）

4. 施行期日

公布の日から

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の改正の概要

1. 地区の位置



この地図は、国土地理院長の承認（平29国開公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2500）を使用。（承認番号）6都市基交第447号（承認番号）6都市基街都第20号,令和6年4月22日

2. 改正内容

当該地区計画の変更により条例に追加する内容

別表第1関係

地区整備計画等の名称	区域
広町地区地区整備計画	都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示された広町地区地区計画（令和6年東京都告示第1231号）の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2関係

地区整備計画等の名称	地区計画	主な概要
広町地区地区整備計画	A-1地区	①建築物の用途の制限 ②建築物の敷地面積の最低限度 5,000m ² ※ただし、駅舎、操車場その他鉄道輸送の用に供する建築物はこの限りではない。 ③壁面の位置の制限 ④建築物の高さの制限 122.8m(T.P.からの高さとする。)
	A-2地区	①建築物の用途の制限 ②建築物の容積率の最高限度 10/10(100%) ③建築物の敷地面積の最低限度 5,000m ² ④壁面の位置の制限 ⑤建築物の高さの制限 27.3m(T.P.からの高さとする。)
	【変更】B-1地区	①建築物の用途の制限 ②建築物の敷地面積の最低限度 5,000m ² ③壁面の位置の制限 ④建築物の高さの制限 74.1m(T.P.からの高さとする。)
	B-2地区	①建築物の用途の制限 店舗型性風俗特殊営業等
	C地区	①建築物の用途の制限 店舗型性風俗特殊営業等

※T.P.とは測量法施行令第2条第2項第2号に規定する東京湾平均海面をいう。

建築物の用途の制限

【全地区】

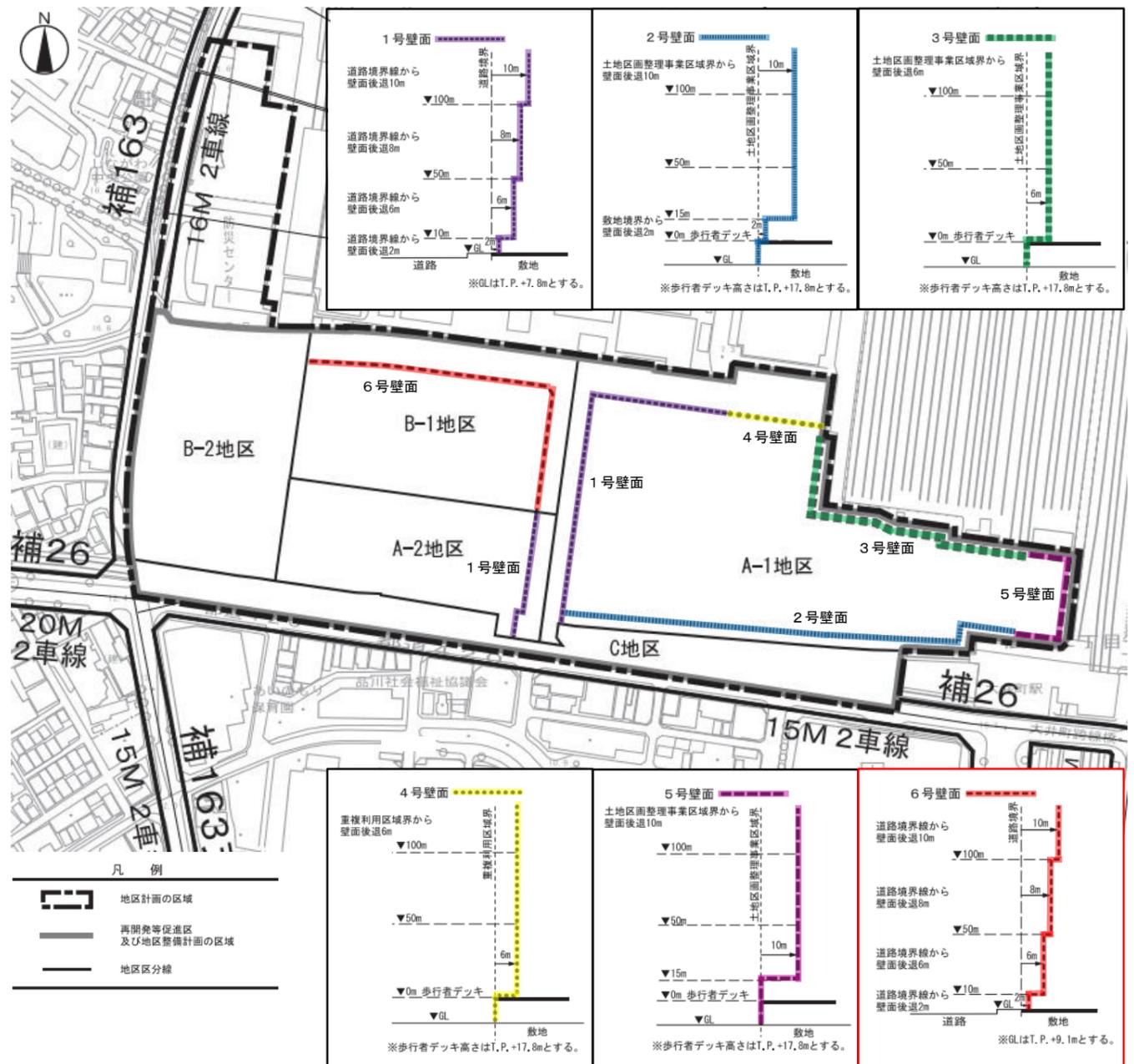
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項から第10項までに規定する営業の用に供する建築物は建築してはならない。

例) 店舗型性風俗特殊営業(6項)、無店舗型性風俗特殊営業(7項)、映像送信型性風俗特殊営業(8項)、店舗型電話異性紹介営業(9項)、無店舗型電話異性紹介営業(10項)

壁面の位置の制限

【A-1、A-2、B-1地区】

建築物の外壁またはこれに代わる柱は、計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。



この地図は、国土地理院長の承認（平29国開公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2500）を使用。（承認番号）6都市基交第447号（承認番号）6都市基街都第20号,令和6年4月22日

改正後	改正前
<p>○品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 平成14年12月6日条例第39号</p>	<p>○品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 平成14年12月6日条例第39号</p>
<p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p>	<p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p>
<p>第8条 (略)</p>	<p>第8条 (略)</p>
<p>2 前項の規定の施行または適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないものまたは現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を<u>二</u>の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p>	<p>2 前項の規定の施行または適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないものまたは現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を<u>1</u>の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p>
<p>第1号および第2号 (略)</p>	<p>第1号および第2号 (略)</p>
<p>3 法第86条の9第1項各号に掲げる事業またはこれに準ずる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しないこととなるものまたは当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を<u>二</u>の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p>	<p>3 法第86条の9第1項各号に掲げる事業またはこれに準ずる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しないこととなるものまたは当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を<u>1</u>の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p>
<p>第1号および第2号 (略)</p>	<p>第1号および第2号 (略)</p>
<p>(建築物の敷地が地区整備計画等区域の内外にわたる場合等の措置)</p>	<p>(建築物の敷地が地区整備計画等区域の内外にわたる場合等の措置)</p>
<p>第12条 建築物の敷地が地区整備計画等区域の外と<u>二</u>の地区整備計画等区域にわたる場合においては、その敷地の過半が当該地区整備計画等区域に属するときはその建築物またはその敷地の全部について当該地区整備計画等区域に係る第3条、第7条および第8条第1項の規定を適用し、その敷地の過半が当該地区整備計画等区域の外に属するときはその建築物またはその敷地の全部についてこれらの規定を適用しない。</p>	<p>第12条 建築物の敷地が地区整備計画等区域の外と<u>1</u>の地区整備計画等区域にわたる場合においては、その敷地の過半が当該地区整備計画等区域に属するときはその建築物またはその敷地の全部について当該地区整備計画等区域に係る第3条、第7条および第8条第1項の規定を適用し、その敷地の過半が当該地区整備計画等区域の外に属するときはその建築物またはその敷地の全部についてこれらの規定を適用しない。</p>
<p>2 建築物の敷地が地区整備計画等区域の2以上にわたる場合においては、その建築物またはその敷地全部について、当該敷地の過半の属する地区整備計画等区域に係る第3条、第7条および第8条第1項の規定を適用する。</p>	<p>2 建築物の敷地が地区整備計画等区域の2以上にわたる場合においては、その建築物またはその敷地全部について、当該敷地の過半の属する地区整備計画等区域に係る第3条、第7条および第8条第1項の規定を適用する。</p>

3 建築物の敷地が地区整備計画等区域の内外にわたる場合または建築物の敷地が地区整備計画等地区の2以上にわたる場合においては、第4条第1項および第5条の規定による制限を、法第52条第1項の規定による建築物の容積率の限度とみなして、同条第7項の規定を適用する。

4 建築物の敷地が地区整備計画等区域の内外にわたる場合または建築物の敷地が地区整備計画等地区の2以上にわたる場合においては、第6条の規定による制限を、法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率の限度とみなして、同条第2項の規定を適用する。

5 建築物の敷地が第9条、第10条第1項または前条の規定による制限を受ける地区整備計画等地区の2以上にわたる場合においては、これらの規定による制限を受ける区域内に存するその建築物の部分またはその敷地の部分についてこれらの規定をそれぞれ適用する。

(一)の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

第13条 法第86条第1項の規定による認定または同条第3項の規定による許可(法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)を受けた一団地内に建築される1または2以上の構えをなす建築物(2以上の構えをなすものにあつては、総合的設計によって建築されるものに限る。以下この項において「1または2以上の建築物」という。)については、第4条第1項、第6条、第9条または第10条第1項の規定を適用する場合においては、当該一団地を当該1または2以上の建築物の(一)の敷地とみなす。

2 法第86条第2項の規定による認定または同条第4項の規定による許可(法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)を受けた一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置および構造を前提として建築された建築物については、第4条第1項、第6条、第9条または第10条第1項の規定を適用する場合においては、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の(一)の敷地とみなす。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条、第2条の2、第13条の2、第13条の9関係)

種別	地区整備計画等の	区域
----	----------	----

3 建築物の敷地が地区整備計画等区域の内外にわたる場合または建築物の敷地が地区整備計画等地区の2以上にわたる場合においては、第4条第1項および第5条の規定による制限を、法第52条第1項の規定による建築物の容積率の限度とみなして、同条第7項の規定を適用する。

4 建築物の敷地が地区整備計画等区域の内外にわたる場合または建築物の敷地が地区整備計画等地区の2以上にわたる場合においては、第6条の規定による制限を、法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率の限度とみなして、同条第2項の規定を適用する。

5 建築物の敷地が第9条、第10条第1項または前条の規定による制限を受ける地区整備計画等地区の2以上にわたる場合においては、これらの規定による制限を受ける区域内に存するその建築物の部分またはその敷地の部分についてこれらの規定をそれぞれ適用する。

(1)の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

第13条 法第86条第1項の規定による認定または同条第3項の規定による許可(法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)を受けた一団地内に建築される1または2以上の構えをなす建築物(2以上の構えをなすものにあつては、総合的設計によって建築されるものに限る。以下この項において「1または2以上の建築物」という。)については、第4条第1項、第6条、第9条または第10条第1項の規定を適用する場合においては、当該一団地を当該1または2以上の建築物の(1)の敷地とみなす。

2 法第86条第2項の規定による認定または同条第4項の規定による許可(法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)を受けた一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置および構造を前提として建築された建築物については、第4条第1項、第6条、第9条または第10条第1項の規定を適用する場合においては、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の(1)の敷地とみなす。

別表第1 (第2条、第2条の2、第13条の2、第13条の9関係)

種別	地区整備計画等の	区域
----	----------	----

		名称	
地区整備計画および防災街区整備計画	東五反田二丁目北地区地区整備計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示された東五反田二丁目北地区地区計画（令和3年品川区告示第480号）の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	
	広町地区地区整備計画	都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示された広町地区地区計画（令和6年東京都告示第1231号）の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	
	省略	省略	

		名称	
地区整備計画および防災街区整備計画	東五反田二丁目北地区地区整備計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示された東五反田二丁目北地区地区計画（令和3年品川区告示第480号）の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	
	広町地区地区整備計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示された広町地区地区計画（令和3年東京都告示第1411号）の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	
	省略	省略	

別表第2（第3条—第11条関係）

地区整備計画等の名称	地区整備計画等の名称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ
東品川四丁目地区整備計画	A街次各のずれか該当する	建築物の用途制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の遮蔽率の最高限度	建築物の面積の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置制限	建築物の高さの最高限度	垣まはさく構造の制限
			10分の60（建築物の延べ面積に20	公園敷地の10分の20	公園敷地の5分の3	公園敷地の5分の3	2,000平方メートル	計画に示す壁面の位置の数値。		

別表第2（第3条—第11条関係）

地区整備計画等の名称	地区整備計画等の名称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ
東品川四丁目地区整備計画	A街次各のずれか該当する	建築物の用途制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の遮蔽率の最高限度	建築物の面積の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置制限	建築物の高さの最高限度	垣まはさく構造の制限
			10分の60（建築物の延べ面積に20	公園敷地の10分の20	公園敷地の5分の3	公園敷地の5分の3	2,000平方メートル	計画に示す壁面の位置の数値。		

			は算 入し ない。)				ない。		
B街 区	次 各 の ず か 該 す 建 物 (1) 法 表 2 (へ) 項 掲 げ る 建 物 (2) 風 法 2 第 項 2 か 第 号 で 規	の 号 い れ に 当 る 建 築 物 の 積 分 25 上 げ る 建 物 の 延 面 積 は、 都 道 法 第 3 条 の 第 1 項 の 規	10 分 の 59 の 住 居 用 途 に 供 する 容 積 率 10 以 上 の 場 合 に は、 第 1 項 の 規	公 園 地 分 除 き、 分 20 の 容 積 率 10 以 上 の 場 合 に は、 第 1 項 の 規	10 分 の 5。 た し、 第 3 第 号 た 第 号 い れ に 当 る 建 物 に つ は 分 6、 項 1 お び 2 ま は	公 敷 地 分 除 き、 第 53 第 項 1 ま は 2 の 場 合 に は、 第 1 項 の 規	2,000 平 方 メ ー トル	計 画 に す 面 位 の 置 敷 数 値。 た し、 行 者 用 の 渡 廊 下 の こ ら 類 る 途 に 供 する 建 物 部 で 断 道 道 上	

			は算 入し ない。)				ない。		
B街 区	次 各 の ず か 該 す 建 物 (1) 法 表 2 (へ) 項 掲 げ る 建 物 (2) 風 法 2 第 項 2 か 第 号 で 規	の 号 い れ に 当 る 建 築 物 の 積 分 25 上 げ る 建 物 の 延 面 積 は、 都 道 法 第 3 条 の 第 1 項 の 規	10 分 の 59 の 住 居 用 途 に 供 する 容 積 率 10 以 上 の 場 合 に は、 第 1 項 の 規	公 園 地 分 除 き、 分 20 の 容 積 率 10 以 上 の 場 合 に は、 第 1 項 の 規	10 分 の 5。 た し、 第 3 第 号 た 第 号 い れ に 当 る 建 物 に つ は 分 6、 項 1 お び 2 ま は	公 敷 地 分 除 き、 第 53 第 項 1 ま は 2 の 場 合 に は、 第 1 項 の 規	2,000 平 方 メ ー トル	計 画 に す 面 位 の 置 敷 数 値。 た し、 行 者 用 の 渡 廊 下 の こ ら 類 る 途 に 供 する 建 物 部 で 断 道 道 上	

類る益必なのつてこ限で
にす公上要もにいのは、のりない。

該す建物た客ダス教すたの業うダス教す者客ダス教す場にみにンをせ営の
に当る築まはにンを授るめ営のちンを授るがにンを授る合の客ダスさる業用

類る益必なのつてこ限で
にす公上要もにいのは、のりない。

該す建物た客ダス教すたの業うダス教す者客ダス教す場にみにンをせ営の
に当る築まはにンを授るめ営のちンを授るがにンを授る合の客ダスさる業用

		供する建築物を除く。																	
	C街区	次の号いれに当る建築物(1)別第2(へ)に掲げる建築物(2)営第2第1第号から5までに	10分の20の(建築物敷地面積については、法第86第1項規定による認定を受けた団地または同第6、第1項規定による認定	10分の5。ただし、第3第1項または第2の1に当る建築物あては、同第6、第1項規定による認定	500平方メートル。ただし、第1項または第2の1に当る建築物あては、同第6、第1項規定による認定	2,000平方メートル。ただし、第1項または第2の1に当る建築物あては、同第6、第1項規定による認定	計画に示す壁の位置、たし、歩行者専用デッキ、下り団地または同第2の1に当る建築物の分横歩橋、												
	C街区	次の号いれに当る建築物(1)別第2(へ)に掲げる建築物(2)営第2第1第号から5までに	10分の20の(建築物敷地面積については、法第86第1項規定による認定を受けた団地または同第6、第1項規定による認定	10分の5。ただし、第3第1項または第2の1に当る建築物あては、同第6、第1項規定による認定	500平方メートル。ただし、第1項または第2の1に当る建築物あては、同第6、第1項規定による認定	2,000平方メートル。ただし、第1項または第2の1に当る建築物あては、同第6、第1項規定による認定	計画に示す壁の位置、たし、歩行者専用デッキ、下り団地または同第2の1に当る建築物の分横歩橋、												

		供する建築物を除く。																	
	C街区	次の号いれに当る建築物(1)別第2(へ)に掲げる建築物(2)営第2第1第号から5までに	10分の20の(建築物敷地面積については、法第86第1項規定による認定を受けた団地または同第6、第1項規定による認定	10分の5。ただし、第3第1項または第2の1に当る建築物あては、同第6、第1項規定による認定	500平方メートル。ただし、第1項または第2の1に当る建築物あては、同第6、第1項規定による認定	2,000平方メートル。ただし、第1項または第2の1に当る建築物あては、同第6、第1項規定による認定	計画に示す壁の位置、たし、歩行者専用デッキ、下り団地または同第2の1に当る建築物の分横歩橋、												
	C街区	次の号いれに当る建築物(1)別第2(へ)に掲げる建築物(2)営第2第1第号から5までに	10分の20の(建築物敷地面積については、法第86第1項規定による認定を受けた団地または同第6、第1項規定による認定	10分の5。ただし、第3第1項または第2の1に当る建築物あては、同第6、第1項規定による認定	500平方メートル。ただし、第1項または第2の1に当る建築物あては、同第6、第1項規定による認定	2,000平方メートル。ただし、第1項または第2の1に当る建築物あては、同第6、第1項規定による認定	計画に示す壁の位置、たし、歩行者専用デッキ、下り団地または同第2の1に当る建築物の分横歩橋、												

	<p>上にけれ渡廊等接すも歩者通のにす部の部設さる根たひしよ巡派出所、出口のこ 路空設らるり下に続るの、行の行用供る分上に置れ屋まはさおび査入その他 土の域は、<u>1</u>敷となて定る。 の地区は、の地みし算す</p>	<p>算す て定る。</p>	<p>同第項1に当る築につは分7す</p>	<p>は条6第号該す建物あて10のとる。</p>	<p>けた一の団土地の域を<u>1</u>の敷となて定る。 規す営のにす建物号該す建物除く。(3)ンホルの設をけ客ダスさる業用供る築(第 定る業用供る築(前)に当る築を(3)ンホルの設をけ客ダスさる業用供る築(第</p>		<p>上にけれ渡廊等接すも歩者通のにす部の部設さる根たひしよ巡派出所、出口のこ 路空設らるり下に続るの、行の行用供る分上に置れ屋まはさおび査入その他 土の域は、<u>1</u>敷となて定る。 の地区は、の地みし算す</p>	<p>算す て定る。</p>	<p>同第項1に当る築につは分7す</p>	<p>は条6第号該す建物あて10のとる。</p>	<p>けた一の団土地の域を<u>1</u>の敷となて定る。 定る業用供る築(前)に当る築を(3)ンホルの設をけ客ダスさる業用供る築(第 規す営のにす建物号該す建物除く。(3)ンホルの設をけ客ダスさる業用供る築(第</p>
--	---	--------------------	-----------------------	--------------------------	--	--	---	--------------------	-----------------------	--------------------------	--

		にす建物除) 用供る築をく。																		
	D 街区	の号いれに当る築物(1)別第2(ぬ)に掲げる築物(2)営第条1第号しは3	10分の5。ただし、第条3第号た第号いれに当る築物あて10の同第号よ第号	2,000平方メートル	計図示壁の置敷たし、行専デキ、り下のこら類る途供る築の分横歩	画にす面位の値。だ歩者用ッ渡廊その他れにす用にす建物部で断道														

		にす建物除) 用供る築をく。																		
	D 街区	の号いれに当る築物(1)別第2(ぬ)に掲げる築物(2)営第条1第号しは3	10分の5。ただし、第条3第号た第号いれに当る築物あて10の同第号よ第号	2,000平方メートル	計図示壁の置敷たし、行専デキ、り下のこら類る途供る築の分横歩	画にす面位の値。だ歩者用ッ渡廊その他れにす用にす建物部で断道														

								形にす歩者ッ階エカー、レーターの途供るもの、れに属る屋根、壁のこら類るのらに行 の成資る行デキ、段、スレターエベタ等用にすものこら付す屋根、柱、その他れにすもなび歩 りでない。									
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

								形にす歩者ッ階エカー、レーターの途供るもの、れに属る屋根、壁のこら類るのらに行 の成資る行デキ、段、スレターエベタ等用にすものこら付す屋根、柱、その他れにすもなび歩 りない。 限でい。									
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		回性上よ円な通ッワク形にす歩者ッ階エカー、レーの途供るもの、れに属るの遊向おび滑交ネト一の成資る行デキ、段、スレターエベタ等用にすもこら付す屋根、						営のにす建 業用供る 築物						回性上よ円な通ッワク形にす歩者ッ階エカー、レーの途供るもの、れに属るの遊向おび滑交ネト一の成資る行デキ、段、スレターエベタ等用にすもこら付す屋根、						営のにす建 業用供る 築物		
--	--	---	--	--	--	--	--	---------------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	---------------------	--	--

								壁のこら類るのらに行の適おび全をめたのすひしのこら類るのつてこ限で 柱、その他れにすもなび歩者快性よ安性高るめ手り、さその他れにすもにいは、のりない。		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

								壁のこら類るのらに行の適おび全をめたのすひしのこら類るのつてこ限で 柱、その他れにすもなび歩者快性よ安性高るめ手り、さその他れにすもにいは、のりない。		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	B 1 地区	風法 2 第 10 項に定める業用供る建築物	営第 6 条第 6 項で規す営のにす建				5,000 平方メートル	計 画 図 に 示 す 壁 の 位 置 の 数 値 と し、 行 者 の 回 遊 性 向 上 お よ び 円 滑 な 交 通 ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター	74.1 メートル (T.P. の 高 さ と す る。)			B 1 地区	風法 2 第 10 項に定める業用供る建築物	営第 6 条第 6 項で規す営のにす建								
--	--------	------------------------	---------------------	--	--	--	--------------	--	-------------------------------	--	--	--------	------------------------	---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

							等 の 用 途 に 供 す る も の、 こ れ ら に 付 属 す る 屋 根、 柱、壁 そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の な ら び に 歩 行 者 の 快 適 性 お よ び 安 全 性 を 高 め る た め の 手 す り、ひ さ し そ の 他 こ													
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

								れら に類 する もの につ いて は、こ の限 りで ない。		
B-2 地区	風法 2第 項ら 10ま に定 る業 用供 る建 築物	営第 条6 か第 項で 規す 営の にす 建								
C地 区	風法 2第 項ら 10ま	営第 条6 か第 項で								

B-2 地区	風法 2第 項ら 10ま に定 る業 用供 る建 築物	営第 条6 か第 項で 規す 営の にす 建								
C地 区	風法 2第 項ら 10ま	営第 条6 か第 項で								

		規 す 営 の に す 建 に 定 る 業 用 供 る 築 物																
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		規 す 営 の に す 建 に 定 る 業 用 供 る 築 物																
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--